<公益財団法人>
民事紛争処理研究基金報
第30号
2015・6

公益財団法人民事紛争処理研究基金創立30周年を祝う

元理事長・東京大学名誉教授　新　堂　幸　司

当財団は、1986年（昭和61年）１月30日に創立（同年２月８日登記）し、今年で、30周年を迎えました。その間の研究助成総件数は372件、助成金総額は１億7463万円（年平均581万円余。１件あたりの助成平均額47万円弱）に達した。また創立記念講演会も、時宜を得た題目で毎年欠かさず行われました。初期から、基本財産１億円という、ささやかな財団でありましたが、このような実績を残し、今も存続していますことは、創立期に関係した筆者として、慶賀に堪えません。20周年記念の基金報19号で、常務理事だった畔柳達雄さんが、「『小さな巨人』の『大きな成果』」と称していただいたとおりです。

財団を支えてくださった方々は数えきれません。貴重な寄付金を拠出していただいた方々の総数は867件（企業関連246件、個人・法律事務所483件、日弁連・司法書士会・公証人会40件、また倒産・再生法制研究奨励金関係では98件）です。また理事、評議員、また選考委員会のメンバーとして、世代交代を繰り返しながら、管理運営に携わってくださった方々も、半端な数ではありません。さらに、創立当初、経済はまだバブル景気に沸わいていました。しかし、数年ならずしてバブル崩壊、低金利時代が長期化し、運営資金の捻出に知恵を絞った時代が長く続きました。これを何とか乗り切った事務局の懸命の努力も、忘れることはできません（2014年３月31日の資産残高は１億7984万円余）。これらの皆さんに、あらためて敬意を表したい。

当財団の創立への動きは、故吉川大二郎先生から、若手研究者のためにと民事訴訟法学会に1300万円のご寄付をいただいたことに始まり、先生の御意思を、新たに財団を作って継承しようとの思いから、同学会員を核としながらも民商法分野の方々の協力も得て、募金活動を始めたことによります（詳細は、新堂「民事紛争処理研究基金の設立経過報告」基金報１号）。研究助成の範囲も、民事法全体を視野に入れていました。理事長加藤一郎先生の「第10回研究助成事業を迎えて」（基金報９号）をみますと、1992年の「民事訴訟法施行100年記念シンポジウム」への助成もありましたし、研究題目も、民事訴訟法学に限らず、実体法学、法社会学、経済学等の研究にも及び、かつ理論と実務にわたっていました。2007年からは、通称「高木賞」といわれる、倒産・再生法制研究奨励金事業も始まりました。30年を振り返りますと、当財団は、研究分野の深化・連携・拡大のために、ささやかなりとも貢献できたのではないかと思う次第です。

今後も若手研究者・実務家の活発な研究活動を大いに期待していますが、基礎理論や伝統的な課題に、また新たな地平を切り開く野心的な研究に、実態調査研究に挑戦していただきたい。このような研究活動に、わが財団がなにがしかのお手伝いができますよう、祈ってやみません。おわりに、30周年記念号にも、畔柳さんの言葉を繰り返します。「小さな巨人は永遠です」。

（2015年４月29日記す）

〈目　　次〉

公益財団法人民事紛争処理研究基金創立30周年を祝う …… 新堂幸司　1
Ⅰ　平成26年度研究助成・国際交流助成決定一覧 …… 3
Ⅱ　第８回「倒産・再生法制研究奨励金」（通称トリプルアイ・高木賞）受賞について
…… 選考委員会委員長 加藤哲夫　4
第１回～第８回倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞者一覧 …　8
Ⅲ　講演会の開催〈第29回　講演会〉 テーマ「債権法の改正について」
…… 東京大学大学院法学政治学研究科教授 道垣内弘人　9
基金設立30周年記念講演会についてのお知らせ …… 10
第１回～第29回講演会内容一覧 …… 11
創立記念講演集『企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ』について…… 12
平成20年度～平成25年度研究助成・国際交流助成一覧 …… 13
研究成果の公刊一覧…… 18

〈研究（中間）報告〉

高齢消費者取引紛争における「適合性原則」の意義と機能についての
基礎的考察…… 徳島大学総合科学准教授 王　冷然　24
訴訟当事者間の実質的平等の確保に関する基礎的研究… 帝塚山大学法学部准教授 笹邉将甫　25
環境民事訴訟における訴訟物および判決効の主体的範囲の構造
…… 成蹊大学法学部専任講師 巽　智彦　25
養育費の不払いに対する制度的対応……福井大学教育地域科学部准教授 生駒俊英　26
監護紛争における「支援を求める権利」 ―子どもの権利論の再定位―
…… 東北学院大学大学院法学部准教授 遠藤隆幸　26
成年子扶養法の規制のあり方に関する基礎研究
―高等教育の費用負担を中心に― ……白鷗大学法学部教授 早野俊明　27
スポーツ仲裁を通じた法形成に関する実証的研究
…… 代表者 中京大学法務研究科教授 石堂典秀　27
「契約」概念を中核とする小中学生用紛争処理力育成プログラムの開発と実践
…… 代表者　岡山大学大学院教育学研究科教授 桑原敏典　28
消費者取引に直結した電子決済サービスの法的分析と立法政策上の課題
…… 代表者　名古屋大学大学院法学研究科教授 千葉恵美子　29
性同一性障害者、同性愛者の家族紛争の研究―欧米との比較での
東アジア法の展開― …… 代表者　北海道大学大学院法学研究科教授 吉田邦彦　29
平成27年度日本民事訴訟法学会シンポジウム「当事者論の現代的課題」
……代表者　神戸大学大学院法学研究科教授 山本　弘　31
民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ…… 31
倒産・再生法制研究奨励金事業運営について…… 32
平成26年度会計報告 …… 35
役員一覧…… 36

平成26年度事業内容

Ⅰ　研究助成・国際交流助成決定一覧

平成26年度は次表のとおりの研究助成・国際交流助成を行いました。

研究助成番号	申請者氏名・所属・地位	研　究　題　目	助成決定額
01-362	(個)　王　冷然 徳島大学　総合科学部　准教授	高齢消費者取引紛争における「適合性原則」の意義と機能についての基礎的考察	500,000
02-363	(個)　笹邉　将甫 帝塚山大学　法学部　准教授	訴訟当事者間の実質的平等の確保に関する基礎的研究	200,000
03-364	(個)　巽　智彦 成蹊大学　法学部　専任講師	環境民事訴訟における訴訟物および判決効の主体的範囲の構造	300,000
04-365	(個・特)　生駒　俊英 福井大学　教育地域科学部　准教授	養育費の不払いに対する制度的対応	800,000
05-366	(個・特)　遠藤　隆幸 東北学院大学大学院　法学部　准教授	監護紛争における「支援を求める権利」―子どもの権利論の再定位	800,000
06-367	(個・特)　早野　俊明 白鷗大学　法学部　教授	成年子扶養法の規制のあり方に関する基礎研究―高等教育の費用負担を中心に―	300,000
07-368	(共)　石堂　典秀　他１名 中京大学　法務研究科　教授	スポーツ仲裁を通じた法形成に関する実証的研究	400,000
08-369	(共)　桑原　敏典　他２名 岡山大学大学院　教育学研究科　教授	「契約」概念を中核とする小中学生用紛争処理力育成プログラムの開発と実践	450,000
09-370	(共)　千葉　恵美子　他３名 名古屋大学大学院　法学研究科　教授	消費者取引に直結した電子決済サービスの法的分析と立法政策上の課題	600,000
10-371	(共・特)　吉田　邦彦　他７名 北海道大学大学院　法学研究科　教授	性同一性障害、同性愛者の家族紛争の研究―東アジアと欧米との比較	1,250,000
11-372	(共) 山本　弘　他３名 神戸大学大学院　法学研究科　教授	平成27年度日本民事訴訟法学会シンポジウム―当事者論の現代的課題―	400,000
	合計　11件		6,000,000

(個)：個人研究　(共)：共同研究　(国)：国際交流　(特)：特定テーマ研究　＊所属・地位は助成年度当時

Ⅱ　第８回　倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞について

「倒産・再生法制研究奨励金」賞審査委員会は、同賞運営委員会の付託を受け、倒産法に関する応募論文及び公表されている論文について審査対象論文を選考し、さらに慎重に査読及び審査を行ってきましたところ、去る２月27日に開催されました最終の第３回同審査委員会において、厳正に審査を行った結果、平成26年度の高木賞及び特別賞の受賞作品は以下のように賞を決定いたしました。

第８回受賞

トリプルアイ・高木賞 一般個人部門 賞金　100万円	将来債権譲渡担保と倒産手続	京都大学大学院法学研科 准教授　和田勝行	有斐閣
トリプルアイ・高木賞 一般個人部門 奨励賞　30万円	代償的取戻権の意義と代位の法理　―責任法的代位の構造と評価	慶応義塾大学法学部法律学科 准教授　水津太郎	法学研究 第86巻6号
トリプルアイ・高木賞 学生部門 賞金　30万円	中国倒産法上の双方未履行双務契約法理　―日本法との比較を中心に	中央大学法学研究科後期過程 学生 劉　穎	法学新報 第121巻3号4号

総　評

◇一般個人部門・高木賞

和田勝行『将来債権譲渡担保と倒産手続』（有斐閣・2014年）

本書は、債務者が倒産したときに将来債権譲渡担保の効力が問題になる３つの場面について、関連するドイツ法を参考としながら、譲渡担保の効力を制限する方策についての提言を試みる作品である。本書を貫く問題意識は、「倒産債権者共同の引当財産である倒産財団を特定の権利者のために費消してはならない」という原則についてである。本書はこれを倒産法上の原則と考え、将来債権譲渡担保の効力の制限に関し、倒産法上の規定の活用によりその原則を実現する可能性を検討している。これまで十分な検討がなされてこなかったドイツ法を主に参考としながら、新たな観点に基づき日本法への示唆を導出するものである。オーソドックスな比較法の手法に基づきドイツの判例学説を綿密に検討し、それを踏まえた「反対給付原則」という考え方に基づく一貫した議論を展開し、これを介した解釈論の独創的な提示を行っている点を高く評価することできる。

◇一般個人部門・奨励賞

水津太郎「代償的取戻権の意義と代位の法理一責任法的代位の構造と評価」法学研究86巻８号33頁～105頁（2013年）

本論文は、代償的取戻権という、これまでさほど議論されてこなかった制度について、「代位の法理」というより大きな観点から、平時実体法を含めた制度理解を提示する作品といえる。物上代位との関係、所有権者と担保権者との均衡の問題、倒産時に所有権者に

与えられる「保護」「優先権」のあり方といった視座の下、代償的取戻権の制度が体系上きわめて重要な意義をもつ制度であることを明らかにしている。この制度をめぐって、さらに各論的な課題の研究への進展が大きく期待される作品である。

◇学生部門・高木賞

劉穎「中国倒産法上の双方未履行双務契約法理－日本法との比較を中心に」法学新報121巻（３・４号）213頁～290頁（2014年）

本論文は、中国の倒産法第18条に規定する双方未履行双務契約に関する目的論、効果論、適用対象論を内容とし、中国倒産法上の双方未履行双務契約法理を体系的に検討している作品である。本論文における分析過程では、中国法での解釈論と並んで、その検討を踏まえた日本法への示唆を明らかにし、中国法と日本法の双方向からの検討の方向性や具体的な解釈論を展開している。本論文は、これまで日本では明らかにされていなかった解釈上の問題を含めて中国倒産法の双方未履行双務契約に関する規律を仔細に明らかにしている点で、その意義が大きい。

選考委員会委員長　**加藤哲夫**

『将来債権譲渡担保と倒産手続』（要旨）

京都大学大学院法学研究科准教授　**和田勝行**

将来債権譲渡担保は企業の資金調達手段として既に定着しているが、その「譲渡人倒産時における効力」については、なお議論がある。この問題につき、多くの学説は、企業再建という実際上の考慮から主に再建型手続を念頭におき、将来債権譲渡担保の効力を制限しようとする。しかし、これに対しては、理論上「倒産債権者共同の引当財産である倒産財団を特定の権利者の利益のために費消してはならない」という（清算型手続にも共通する）倒産法上の原則との衝突がより重要である、との指摘がある。

そこで本書では、ドイツ法を参考に、将来債権譲渡担保の効力の制限に関し、前記原則を既存の倒産法規定等の解釈適用により実現する可能性を考察した。債権譲渡法制に関し、確かに我が国とドイツには対抗要件制度の有無という大きな違いが存在する。しかし、両国の（倒産）実体法には一定の共通性があること、及び、将来債権譲渡担保に関してドイツでは前記原則の実現のあり方がまさに議論の対象になっていることが、ドイツ法を比較対象とした理由である。

検討対象は、一般債権者と譲渡担保権者との譲渡対象債権の価値をめぐる対立が生じる、（集合動産譲渡担保等との組み合わせではなく）将来債権譲渡担保が単独で利用される場面である。その上で、倒産手続開始時における将来債権譲渡担保の進展段階に応じてさらに三つの場面を区別し、ドイツにおいて前記原則が既存の規定の解釈適用により実現されていること、及び、（財団保護という政策判断を是認するならば）我が国でも同様の解釈論を展開する余地があることを指摘した。

代償的取戻権の意義と代位の法理
――責任法的代位の構造と評価――（要旨）

慶應義塾大学法学部法律学科准教授　**水津太郎**

本研究は代償的取戻権の基礎理論に属する諸問題について、次の点を明らかにしたものである。代償的取戻権は「取戻権」ではあるが、一般の取戻権とは異なり、債務者に「属する」財産の交付を求める単純な債権的請求権に対して取戻権限を付与する点に、その本質的特徴がある。他方、原目的物の取戻権者がそうした一般実体法上の請求権を有しない場合には、代償的取戻権は認められない。破産法が取戻権者のために独自に請求権を創造し、くわえてこれに取戻権限まで与えるならば、一般実体法上の請求権を有する他の債権者との関係において、かれを過度に優遇することになってしまうからである。この意味で、代償的取戻権の構造は、既存の請求権を強化したものと解すべきである。代位物につき「優先権」を付与する方式という視点からみると、代償的取戻権は、物権的帰属そのものを変動させる物上代位（帰属割当変動型）とは異なり、物権的帰属は動かさずに、責任財産の構成、つまり責任的帰属だけを変動させる責任法的代位（責任財産変動型）であると捉えることができる。さらに、この「優先権」は、問屋の委託者の権利や信託といった、物権的帰属と責任的帰属のズレを認める他の制度とは異なり、一般実体法上の権利ではなく、「執行法的」優先権として構想されている。現行法の体系が代位物に対する所有者の保護を物上代位ではなく、代償的取戻権に委ねているのは、所有権は全面的な支配権であるが、まさにそうであるがゆえに、物権的帰属それ自体を変動させると、一般原則との抵触や法的取引への影響が大きいからであると分析することができる。

中国倒産法上の双方未履行双務契約法理
――日本法との比較を中心に――（要旨）

中央大学法学研究科後期過程学生　**劉　　穎**

本稿は、中国倒産法上の双方未履行双務契約法理の目的論、効果論及び適用対象論について、日本法と対比しながら論じるものである。

まず、第Ⅱ章において、目的論に関する中国の学説の状況を紹介しつつ、日本の各説を系譜的に考察し、その難点及び示唆を検討したうえ、目的論の再構成を試み、管財人の消極的選択が履行拒絶ではなく契約の解除とされる理由を解明する。

次に、第Ⅲ章において、効果論に関して、契約の履行か解除の場合の効果及びその根拠を明らかにする過程で、給付が可分の場合に

ついて特則を分析する。具体的には、契約の履行の選択がなされた場合、相手方の請求権が財団債権（もしくは取戻権）と処遇される根拠と、契約の解除の選択がなされた場合、相手方の原状回復請求権が財団債権、損害賠償請求権が倒産債権と処遇される根拠とを統一的に説明する。また、給付が可分の場合について、契約の履行の選択がなされた後、相手方の未受領給付の請求権がすべて財団債権とされるべきか、それとも、その中、相手方の既履行給付にかかる反対給付請求権が倒産債権とされるべきかを検討する。

また、第Ⅳ章において、双方未履行双務契約の一般規定の適用対象を検討し、すなわち、「双務契約」と「双方未履行」との２つの要件から双方未履行双務契約の意義を明示し、特に如何なる義務の残存から「未履行」を捉えるべきかを明らかにする。

以上の論述を展開する過程で、日本法に対する若干の示唆が得られる。

倒産・再生法制研究奨励金　懸賞論文募集について
（通称　トリプルアイ・高木賞）

倒産･再生法制研究奨励金運営委員会では、４月１日から９月末日の締め切りで、広く倒産･再生法制に関する研究を行なっている個人（学生［学部学生・大学院生・法科大学院生］）及び一般個人（年齢40歳未満の若手研究者および実務家）を対象として倒産・再生法制研究に関する優れた著書・論文を募集しています。

一般個人部門　副賞として１件につき100万円、学生部門　副賞として30万円を予定しています。詳しくは、研究助成同様、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスにてお問い合わせ下さい。

〈連絡先〉〒113-0033　東京都文京区本郷6-2-10-501
公益財団法人民事紛争処理研究基金事務局
☎ 03（3818）6150　FAX 03（3818）0344
http://www.mnh.or.jp/

倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞者一覧

年度	賞	著者名	所属	標題	掲載媒体	発行所
平成19年 第1回	学生部門 III・高木賞 20万円	杉本純子	同志社大学大学院 法学研究科私法学 専攻博士課程2年	優先権の代位と倒産手続 一日米の比較による一考察一	同志社法学 第59巻1号	同志社大学
	一般個人部門 III・高木賞 100万円	杉本和士	国士舘大学法学部 講師	破産における「現存額主義」と一部弁済処遇の関係に関する覚書(1)～(6)	早稲田大学大学院法研論集112・113・115・117・119号	早稲田大学
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	坂　和彦	中央三井信託銀行	劣後債及び劣後ローンにおける上位債権者と劣後債権者の利害調整一会社法は会社債権者間の利害調整問題を規律すべきか？一	立命館法政論集 第5号	立命館大学
平成20年 第2回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	金　春	大東文化大学法学部講師	中国倒産制度における労働者の地位・処遇 (日本法との比較を中心として)	著書	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士	アメリカ連邦倒産法概説	著書	商事法務
平成21年 第3回	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	村田典子	國學院大学法学部 准教授	当事者主導型倒産処理手続の機能の変容(1)（2・完）一アメリカ合衆国連邦倒産法第11章手続における債権者の手続支配一	民商法雑誌 第138巻6号， 第139巻1号	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究所	再建型倒産手続における利害関係人の間の「公正・衡平」な権利分配のあり方	金融研究　27号	日本銀行金融研究所
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	野村剛司	なのはな法律事務所弁護士	倒産管財実務マニュアル（初版）	著書	青林書院
		石川貴康	松本・山下綜合法律事務所弁護士			
		新宅正人	新宅法律事務所弁護士			
平成22年 第4回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	松下祐記	千葉大学法科大学院准教授	ドイツ倒産法における「仮管財人」の権限(1)（2・完）	名城法学 第57巻4号，第58巻3号	名城大学
				倒産手続きにおける保全管財人による事業譲渡について	民事手続法学の新たな地平	有斐閣
	学生部門 III・高木賞 30万円	白石　大	早稲田大学大学院法務研究科助教	フランスにおける将来債権譲渡と譲渡人の倒産手続との関係	比較法学 第43巻2号	早稲田大学比較法研究所
平成23年 第5回	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究所	再建型倒産手続きにおける将来取得財産に対する担保権の処遇 一事業収益型担保の処遇を中心に一	金融研究 第29巻2号	日本銀行金融研究所
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	宮澤信二郎	神戸大学大学院経済学研究科特命准教授	偏頗弁済の詐害行為取消しに関する分析一法と経済学の視点から一	新世代法政学研究10号	北海道大学
		藤沢治奈	立教大学法学部 准教授			
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	水野吉章	関西大学法学部 専任講師	詐害行為取消権の理論的再検討(1)～(7・完)	北大法学論集 第58巻～61巻	北海道大学
平成24年 第6回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	池田　悠	北海道大学大学院 法学研究科 准教授	再建型倒産手続における労働法規範の適用(1)～(5・完）一再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて一	法学協会雑誌 第128巻	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	嶋寺　基	大江橋法律事務所弁護士	Spansion Japan(1)一Spansion Japan における会社更生手続（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 951号	商事法務
		鐘ヶ江洋祐	大江橋法律事務所弁護士	Spansion Japan(2)一Dip 型会社更生における管財人と法律家アドバイザー（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 952号	商事法務
		(嶋寺基) 松永崇	大江橋法律事務所弁護士	Spansion Japan(3)一日米並行倒産における問題点（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 953号	商事法務
		Jimenez, pedro A	ジョーンズデイ法律事務所弁護士	Spansion Japan(4)一米国倒産手続における日本の債権者の対応 Spanaion Japan の事例に学ぶ（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 954号	商事法務
		海野　薫	ジョーンズデイ法律事務所弁護士			
		宮本　聡 (鐘ヶ江洋祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(5)一更生手続における確定給付企業年金に関する諸問題（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 955号	商事法務
		倉持　大 (鐘ヶ江洋祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(6完)一更生手続における更生担保権をめぐる諸問題（ABL 融資および更生担保権者委員会の実務対応）（Dip 型会社更生を検証する）	NBL 956号	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士	中国倒産法の概要と実務	著書	商事法務
		金　春	大東文化大学法学部法律学科准教授			
平成25年 第7回	受賞該当者なし					
平成26年 第8回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	和田勝行	京都大学大学院法学研究科 准教授	将来債権譲渡担保と倒産手続	著書	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円 "	水津太郎	慶応義塾大学法学部法律学科准教授	代償的取戻権の意義と代位の法理一責任法的代位の構造と評価一	法学研究 第86巻6号	慶應義塾大学法学研究会
	学生部門 III・高木賞 30万円	劉　穎	中央大学法学研究科後期過程 学生	中国倒産法上の双方未履行双務契約法理一日本法との比較を中心に	法学新報 第121巻3号4号	中央大学

※　III・高木賞　……（通称：トリプルアイ・高木賞）の省略です。

Ⅲ　第29回　講演会の開催

平成26年11月７日　東京大学山上会館において下記の公開講演会を開催しましたところ、各界から約120名の聴講者の参加がありました。

テーマ　「債権法の改正について」

東京大学大学院法学政治学研究科教授　**道垣内弘人**

民法のうち債権関係部分の改正に関する要綱仮案が、平成26年8月26日に法制審議会民法（債権関係）部会で決定された。今後、仮案から除外されている「定型約款」部分の審議を詰め、要綱（案）、要綱と進んでいく。やっと改正が現実化し、その姿が明らかになってきたといえる。

この改正は、明治時代に制定された契約法が、特定物、とりわけ特定不動産の売買を範型としていたところ、現在では不特定物・代替物の取引が経済活動の中心となっているとともに、各種のサービス提供契約等の重要性が増してきたこと、身分制社会の打破のために、民法において念頭に置かれている「人」が均質であることが重要であったところ、現在では、多様な市民を念頭に置くべきだと考えられるようになったこと、などを背景に持つといわれる。しかし、より根本的には、110年間の経過による解釈論の積み重ねを反映した条文へとオバーホールすべき時期になっているということであろう。

具体的な内容としては、民法90条（公序良俗）の条文の文言から、「事項を目的とする」を削除する、意思能力について明文の規定を置くなど、異論のなくまとまったところもある。しかし、確立した判例法理の条文化については、錯誤の効果を無効から取消しにすること、履行遅滞中の履行不能につき債務者に

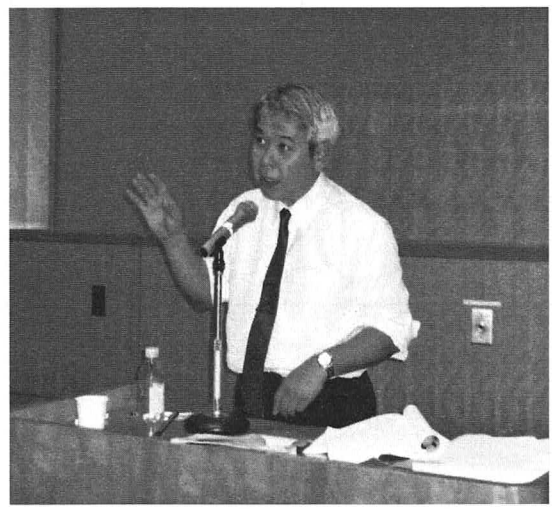

帰責事由があることを明文化するなどの成功例もあれば、暴利行為を理由とする無効など、条文の文言化のあり方等につき合意に至らなかったところもある。また、民法上規定のなかった債務引受について明文を置いたこと、「債権の準占有者」というわかりにくい用語に代わり、「取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有する者」といった言葉遣いを採用したことなど、わかりやすい民法になったと評価できるところもあるが、「法律行為」について定義規定を置くことなどは合意に至らなかった。

制度の枠組みの変更点としては、危険負担制度の廃止、債権譲渡禁止特約の効力の制限、売買目的物に関する瑕疵担保の規定の整備などがしばしば取り上げられるが、根本的な変化であるわけではない。この点で、実務上、オーバーリアクションは避けるべきであろう。

定型約款については、これからの審議となるが、これについては、当初から「約款規制」と称せられてきたところに不幸があると思う。議論されてきたことは、現在、不安定なままになっている約款の拘束力について、一定の要件のもとに正面からそれを肯定しようというものである。この点で、「約款は現在でも完全な効力を認められている」と一部の実務家が主張するのは、いかがかと思う。

基金設立30周年記念シンポジウム
開催のお知らせ

当基金設立30周年を迎えるにあたり下記日時場所で記念シンポジウムを開催します。

日時：平成28年２月６日（土曜日）午後１時～６時

場所：弁護士会館　講堂クレオ ABC

民事紛争処理研究基金設立記念講演会内容一覧

回	年　月　日	テ　ー　マ	サ　ブ　テ　ー　マ	講演者名	所　属　地　位
1	昭和61年11月28日	国際倒産と国際裁判管轄	国際倒産の現状と問題	谷口安平	京都大学法学部教授
			判例から見た国際裁判管轄	竹下守夫	一橋大学法学部教授
2	昭和62年11月12日	担保法をめぐる現代的課題	実体法の立場から	鈴木禄弥	東北大学名誉教授 東海大学法学部教授
			手続法の立場から	中野貞一郎	大阪大学法学部教授
3	昭和63年11月18日	製造物責任をめぐる現代的課題	民法の視点から	加藤雅信	名古屋大学法学部教授
			保険法の立場から	倉沢康一郎	慶應義塾大学法学部教授
4	平成元年11月17日	株式取引をめぐる最近の問題	インサイダー取引規制の在り方 ――その批判的再検討――	竹内昭夫	東京大学法学部教授
			第三者割当と株主の保護	神崎克郎	神戸大学法学部教授
5	平成２年11月13日	営業秘密の法的保護	不正競争防止法改正の経緯と将来の課題	中山信弘	東京大学法学部教授
			営業秘密の保護と実務上の諸問題	松尾和子	弁護士
6	平成３年11月29日	製造物責任の立法上の課題	製造物責任の要件と効果	森島昭夫	名古屋大学法学部教授
			製造物責任の履行確保	落合誠一	東京大学法学部教授
7	平成４年11月13日	企業の社会的責任	企業の社会的責任	龍田　節	京都大学法学部教授
			弁護士から見た取締役の現実と課題	久保利英明	弁護士
8	平成５年11月12日	取締役の経営責任に関して	会社役員の責任と株主代表訴訟	河本一郎	神戸大学名誉教授
			監査制度の充実と監査役の役割	前田　庸	学習院大学法学部教授
9	平成６年11月18日	製造物責任法の施行を前にして	製造物責任法施行と残された課題	塩谷隆英	経済企画庁国民生活局審議官
			裁判実務から見た製造物責任法	賀集　唱	帝京大学法学部教授
10	平成７年11月14日	EDI（電子的データ交換）と法	EDIとは何か	内田　貴	東京大学法学部教授
			EDI契約の実務上の留意点	室町正実	弁護士
11	平成８年11月１日	新民事訴訟法の成立	新民事訴訟法の成立に寄せて ――変化のなかの持続――	中野貞一郎	大阪大学名誉教授 奈良産業大学法学部教授
			企業法務からみた新民事訴訟法	松井秀樹	弁護士
12	平成９年11月21日	持株会社と商事法および課税	商事法の観点から	神田秀樹	東京大学法学部教授
			持株会社の課税をめぐる二・三の問題	増井良啓	東京大学法学部助教授
13	平成10年11月13日	債権の流動化	証券化関連立法の検討と評価 ――SPC法を中心に――	佐藤正謙	弁護士
			債権譲渡特例法の評価と今後の展望	池田眞朗	慶應義塾大学法学部教授
14	平成11年11月19日	民事再生法について	民事再生法実の概要	伊藤　眞	東京大学法学部教授
			民事再生法運用のイメージについて	田原睦夫	弁護士
15	平成12年11月22日	ビジネスモデル特許の法的問題	ビジネス関連発明の法的保護 ――特許法における課題と限界――	平嶋竜太	筑波大学大学院企業法学専攻助教授
			ビジネスモデル特許における実務上の問題点	緒方延泰	弁護士
16	平成13年11月16日	株式制度の改正	平成13年通常国会による商法改正について	江頭憲治郎	東京大学法学部教授
			租税法上の問題――コーポレート・タクセーションの最近の動向――	中里　実	東京大学法学部教授
17	平成14年11月15日	倒産法の現状と将来	倒産法改正と理論的課題――利害関係人の法的地位を中心に――	山本和彦	一橋大学法学部教授
			変わりつつある経済環境と企業再生実務との関連で	高木新二郎	獨協大学法学部教授・弁護士
18	平成15年11月21日	新しい担保法の動向	動産・債権を中心に	平野双葉	弁護士
			不動産を中心に	道垣内弘人	東京大学教養学部教授
19	平成16年11月12日	知的財産の活用と推進	ライセンス契約について	中田裕康	一橋大学大学院法学研究科教授
			知的財産信託について	岩倉正和	弁護士
20	平成17年11月18日	会社法の改正について	株式関係を中心に	江頭憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			企業法実務の観点からの新会社法	武井一浩	弁護士
21	平成18年11月24日	金融商品取引法について	金融商品取引法と実務上の課題	中村　聡	名古屋大学法科大学院非常勤講師・弁護士
			金融商品取引法の理論的構造	神田秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
22	平成19年11月16日	M＆A法制の理論と実務	三角合併をめぐる実務上の諸問題	石綿　学	京都大学法科大学院講師・弁護士
			会社法における「株主排除」の法理とその限界	野村修也	中央大学法科大学院教授
23	平成20年11月21日	自己信託について	事業目的の自己信託に係る法的諸問題	神作裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			自己信託の具体的な活用法	井上　聡	弁護士
24	平成21年11月６日	民法（債権法）改正と現代における契約	債権法改正と契約自由	中田裕康	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			債権法改正と企業における契約実務	澤口　実	弁護士
25	平成22年11月19日	債権法改正と消費者法の関係	民法典の意義の再検討	大村敦志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			消費(者)法典の構想との関係	野澤正充	立教大学大学院法務研究科教授
26	平成23年11月18日	債権法改正と倒産法	詐害行為取消権を中心に	中井康之	弁護士
			債権譲渡をめぐって	沖野眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
27	平成24年11月９日	債権法改正と消費者契約法	債権法改正と消費者	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
			集団的消費者被害回復のための裁判手続きについて	山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
28	平成25年11月15日	集団的消費者被害救済制度について	消費者裁判手続特例法案の概要	鈴木敦士	消費者庁消費者制度課政策企画専門官
			集団的消費者被害救済制度の理論と課題	三木浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
29	平成26年11月7日	債権法の改正について	債権法の改正について	道垣内弘人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

設立記念講演集『**企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ**』について

平成５年12月15日、第１回から第７回までの講演会の内容を『企業活動と紛剖』、平成13年11月16日、第８回から第15回までの講演会の内容を『企業活動と紛争Ⅱ』と題して２冊の本にまとめて発行しました。

執筆者及び具体的な内容としては下記の論稿が掲載されております。

『企業活動と紛争』

「国際倒産の現状と問題」……谷口安平
「判例からみた国際裁判管轄」……竹下守夫
「実体法からみた担保法の現代的課題」……鈴木禄彌
「手続法からみた担保法の現代的課題」……中野貞一郎
「民法の視点からみた製造物責任をめぐる現代的課題」……加藤雅信
「保険法からみた製造物責任の諸問題」……倉沢康一郎
「第三者割当と株主の保護」……神崎克郎
「インサイダー取引規制の在り方」……竹内昭夫
「営業秘密の保護に関する不正競争防止法改正の経緯と将来の課題」……中山信弘
「製造物責任の履行確保」……落合誠一
「企業の社会的責任」……瀧田　節
「弁護士からみた取締役の現状と課題」……久保利英明

『企業活動と紛争Ⅱ』

「会社役員の責任と株主代表訴訟」……河本一郎
「監査制度の充実と監査役の役割」……前田　庸
「製造物責任法施行と残された課題」……塩谷隆英
「裁判実務からみた製造物責任法」……賀集　唱
「EDI とは何か」……内田　貴
「EDI 契約の実務上の留意点」……室町正実
「新民事訴訟法の成立に寄せて」……中野貞一郎
「企業法務からみた新民事訴訟法」……松井秀樹
「持株会社と商事法および課税・商事法の観点から」……神田秀樹
「持株会社の課税をめぐる二・三の問題」……増井良啓
「証券化関連立法の検討と評価」……佐藤正謙
「債権譲渡特例法の評価と今後の展望」……池田眞朗
「民事再生法案の概要」……伊藤　眞
「民事再生法運用のイメージについて」……田原睦夫
「ビジネス関連発明の法的保護」……平嶋竜太
「ビジネスモデル特許における実務上の問題点」……緒方延泰

（＊講演集のお問い合わせについては、当基金事務局で承っております。）

平成20年度～平成25年度　研究助成・国際交流助成一覧

＊所属・地位は助成年度当時

平成20年度

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成20年	24-20-01-0293	(個)草野芳郎 学習院大学法学部・法科大学院・教授	インドネシアにおけるADRの現状と課題	800,000円
平成20年	24-20-02-0294	(共)荒木一郎　他11名 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科・教授	投資協定仲裁に関する研究	400,000円
平成20年	24-20-03-0295	(特)澤井　　啓　他1名 大阪府立大学・教授	ADRに関する法的研究	200,000円
平成20年	24-20-04-0296	(共)高田昌宏　他7名 大阪市立大学大学院法学研究科・研究科長	ドグマーティク（法解釈論）の意味	600,000円
平成20年	24-20-05-0297	(特)ダニエル･H･フット　他1名 東京大学大学院法学政治学研究科・教授	ADRに関する法的研究	1,300,000円
平成20年	24-20-06-0298	(共)長田真里　他1名 大阪大学大学院法学研究科	独禁法に係わる国際的な民事紛争の研究	400,000円
平成20年	24-20-07-0299	(国)能見善久　他 学習院大学法学部・教授	日本法とオランダ法における参加（Participation）の新展開	800,000円
平成20年	24-20-08-0300	(国)細江守紀　他7名 九州大学大学院経済学研究院・教授	第4回アジア法と経済学会における外国人研究者の招聘	600,000円
平成20年	24-20-09-0301	(共)町村泰貴　他6名 北海道大学大学院法学研究科・教授	法執行における民事、刑事、行政の交錯	400,000円
平成20年	24-20-10-0302	(共)山本和彦　他3名 一橋大学大学院・教授	民事訴訟法学会シンポジウム「倒産法と契約」	500,000円
助成件数	10件		総額	6,000,000円

平成21年度

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成21年	25-21-01-0303	(個)泉　　克幸 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部　教授	著作権法におけるフェアユースと市場	200,000円
平成21年	25-21-02-0304	(個)佐伯昌彦 東京大学大学院法学政治学研究科助教	刑事司法過程における民事紛争処理システムの機能	800,000円
平成21年	25-21-03-0305	(個)渡辺千原 立命館大学法学部　教授	裁判における科学主義と法発展	400,000円

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成21年	25-21-04-0306	(共)小 粥 太 郎　他３名 東北大学大学院法学研究科　教授	実体法と手続法の意義および関係についての新たな研究視覚の探索	700,000円
平成21年	25-21-05-0307	(共)田 中 圭 子　他４名 NPO 法人 JMC 日本メディエーションセンター・代表理事 JMC 研究所・所長	高齢者施設における新たな紛争解決方法〜高齢者をめぐる人々の課題と解決方法〜	300,000円
平成21年	25-21-06-0308	(共)出 口 雅 久　他２名 立命館大学法学部　教授	日韓比較民事訴訟法研究	600,000円
平成21年	25-21-07-0309	(共)野 田　　進　他４名 九州大学大学院法学研究院　教授	東アジアにおける個別労働関係紛争の裁判外解決システム ーアジア的同調と独自性ー	1,000,000円
平成21年	25-21-08-0310	(特)平 田 彩 子　他１名 東京大学大学院法学政治学研究科助教	行政機関との紛争処理　ー行政による規制執行における、紛争予防・事故予防としての交渉と戦略的ゲームー	1,500,000円
平成21年	25-21-09-0311	(共)本 間 靖 規　他４名 名古屋大学大学院法学研究科　教授	民事裁判における審理原則の再検討	500,000円
助成件数	9件		総額	6,000,000円

平成22年度

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成22年	26-22-01-0312	(個)北村　賢哲 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授	オーストリア欠席判決論の近況	300,000円
平成22年	26-22-02-0313	(個)金　炳学 福島大学行政政策学類法学系　准教授	韓国における最新の諸法典の調査・邦語訳集編纂及び日・独・韓の比較法研究の基礎的考察〔民事手続法・司法制度論編〕	300,000円
平成22年	26-22-03-0314	(個)森田　果 東北大学大学院法学研究科　准教授	「裁判所・弁護士・立法者は、法ルール形成にどのような影響を与えているのか？」	200,000円
平成22年	26-22-04-0315	(共)大濱　しのぶ　他４名 関西学院大学法学部　教授	非訟事件における手続保障のあり方	1,500,000円
平成22年	26-22-05-0316	(共)青木　玲子　　他１名 一橋大学経済研究所　教授	特許侵害訴訟の計量的経済分析	700,000円
平成22年	26-22-06-0317	(共)大村　雅彦　　他３名 中央大学　教授	民事訴訟法学会シンポジウム「集合的権利保護訴訟の可能性と課題」	500,000円
平成22年	26-22-07-0318	(共・国)岡田　康男　　他５名 東京弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長 日米ADRシンポジウム実行委員会委員長 弁護士(太陽コスモ法律事務所)	米国のリーラ・ラブ教授、ダン・ワイツ氏と我が国の研究者、実務家の参加を得て、日米 ADR の現状を踏まえた、日本における ADR の飛躍的な普及の実現および効果的な調停人養成の工夫について研究し、併せて同分野における両国の親善を図る。	200,000円
平成22年	26-22-08-0319	(共)手塚　宣夫　　他５名 東海大学法科大学院　教授	平均的なサラリーマンに対する金銭管理のアンケート調査により、多重債務予防のための制度設計の基礎資料とする研究	900,000円

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成22年	26-22-09-0320	(共)平田　彩子　　他１名 東京大学法学政治学研究科　助教	環境規制法執行をめぐる紛争処理―アメリカとの比較、及び市民参加の観点から	1,000,000円
平成22年	26-22-10-0321	(共)村山　眞維　　他４名 明治大学法学部　教授	「民事紛争全国調査データのアーカイブ寄託」	600,000円
助成件数	10件		総額	6,000,000円

平成23年度

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成23年	27-23-01-0322	(個)　阿部　裕介 東北大学大学院法学研究科　准教授	抵当法に関する学説史的研究	400,000
平成23年	27-23-02-0323	(個)　稲葉　一人 中京大学法務研究科・法科大学院教授	被災地における巡回メディエーションの可能性に関する研究 ―被災者支援としてのメディエーション	550,000
平成23年	27-23-03-0324	(個)　今川　嘉文 神戸学院大学法科大学院　教授	投資取引被害に対する民事制裁制度の有用性と課題～父権訴訟を中心として～	200,000
平成23年	27-23-04-0325	(個)　金　炳学 福島大学行政政策学類法学系　准教授	韓国における民事手続法・司法制度に関する法令の調査・邦語訳編纂及び日・独・韓の三ヵ国比較法研究の基礎的考察	320,000
平成23年	27-23-05-0326	(個)　道垣内　弘人 東京大学大学院法学政治学研究科教授	債務不履行における過失相殺	200,000
平成23年	27-23-06-0327	(個)　玉井　利幸 南山大学法学部　准教授	M&A取引と仮処分　―民事保全法23条２項とエクイティー	500,000
平成23年	27-23-07-0328	(個)　名津井　吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授	一部認容としての条件付給付判決の可否	500,000
平成23年	27-23-08-0329	(共)　小塚　荘一郎　他２名 学習院大学法学部　教授	鉄道法制度の検討	550,000
平成23年	27-23-09-0330	(共)　佐藤　岩夫　他８名 東京大学社会科学研究所　教授	「2010年弁護士経済基盤調査」データに基づく弁護士プロフェッションの実証研究	740,000
平成23年	27-23-10-0331	(共)　高田　昌宏　他７名 大阪市立大学大学院法学研究科教授	社会国家要請とグローバル化する法実務との（緊張）関係	700,000
平成23年	27-23-11-0332	(共)　松村　良之　他２名 千葉大学法経学部　教授	地震・津波・原子力事故に伴う民事法律問題と紛争発生状況の研究	840,000
平成23年	27-23-12-0333	(共)　三木　浩一　他３名 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	民事訴訟法学会シンポジウム「民事訴訟法の今後の改正課題」	500,000
助成件数	12件		総額	6,000,000

平成24年度

助成年度	研究助成番号	氏　　名 所属・地位	研　　究　　題　　目	助成金額
平成24年	28-24-01-0334	(個)　上石　圭一 追手門学院大学社会学部　教授	弁護士人口大幅増員は弁護士の意識と行動をどう変えたか	300,000
平成24年	28-24-02-0335	(個)　稲葉　一人 中京大学法科大学院　教授	被災者支援における「対話の場の創設」と、「対話活動の促進」に関する研究	250,000
平成24年	28-24-03-0336	(個)　岩井　圭司 兵庫教育大学大学院学校教育研究科　教授	精神科医の民事裁判への関与（鑑定、証言等）を促進するための研究	250,000
平成24年	28-24-04-0337	(個)　金　炳学 福島大学　行政政策学類　法学系　准教授	韓国における民事手続関連諸法の調査・邦語訳資料の整序および日本を介してのドイツ民事民事訴訟法の韓国民事手続法への継受過程の史的考察	200,000
平成24年	28-24-05-0338	(個)　笹邊　将甫 志學館大学　法学部　助教	スイス民事訴訟法典の試訳	150,000
平成24年	28-24-06-0339	(個)　森田　果 東北大学大学院法学研究科　准教授	判例法の変更が及ぼす社会的影響の実証分析：入学金返還訴訟を題材に	350,000
平成24年	28-24-07-0340	(個)　横溝　大 名古屋大学大学院法学研究科　教授	我が国の新たな国際裁判管轄法制に関する解釈論的検討	200,000
平成24年	28-24-08-0341	(共)　砂田　太士　他２名 福岡大学法学部　教授	企業法の訴訟法的考察	450,000
平成24年	28-24-09-0342	(共)　高田　昌宏　他２名 大阪市立大学大学院法学研究科　教授	古典的自由主義的民事訴訟の現代的射程	500,000
平成24年	28-24-10-0343	(共・国)　出口　雅久　他３名 立命館大学法学部　教授	トルコにおける最新民事訴訟法改正とADR	250,000
平成24年	28-24-11-0344	(共)　橋本　康弘　他３名 福井大学教育地域科学部　准教授	紛争処理技能の習得を目指す学校教育段階におけるフレームワークの開発研究	800,000
平成24年	28-24-12-0345	(共)　安田　和史　他３名 東京理科大学大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻　非常勤講師	Consumer Generated Media（CGM）の流通と民事紛争解決に関する研究	100,000
平成24年	28-24-13-0346	(共)　山田　文　他４名 京都大学大学院法学研究科　教授	ADR法の改正に関する調査研究	1,700,000
平成24年	28-24-14-0347	(共)　山本　克己　他３名 京都大学大学院法学研究科　教授	民事訴訟法学会シンポジウム「債権法改正と民事手続法」	500,000
助成件数	14件		総額	6,000,000

平成25年度

助成年度	研究助成番号	氏　名 所属・地位	研　究　題　目	助成金額
平成25年	29-25-01-0348	(個)　嘉村　雄司 島根大学　法文学部　准教授	クレジット・デリバティブのモラル・ハザードに対する利得禁止原則の適用可能性に関する研究	400,000
平成25年	29-25-02-0349	(個)　金　炳学 福島大学　行政政策学類法学系　准教授	韓国の民事訴訟法および民事執行法の邦語試訳資料の完成ならびに日韓民事訴訟法共同研究集会資料準備作業	200,000
平成25年	29-25-03-0350	(個)　草野　芳郎 学習院大学　法学部・法科大学院　教授	日本とインドネシアにおけるADRの現状比較と課題	600,000
平成25年	29-25-04-0351	(個)　南部　さおり 横浜市立大学　医学部医学科　助教	学校事故・柔道事故に関する紛争およびその解決に関する研究	350,000
平成25年	29-25-05-0352	(個)　森脇　祥弘 高岡法科大学　法学部　准教授	会社再編局面における債権者の処遇　―フランス法の検討を中心に―	200,000
平成25年	29-25-06-0353	(個)　水島　朋則 名古屋大学大学院　法学研究科　教授	領域外の民事紛争に対するアメリカの外国人不法行為法の適用について　―アメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決を素材として―	200,000
平成25年	29-25-07-0354	(個)　山木戸　勇一郎 北海道大学大学院　法学研究科　准教授	第三者に帰属する実体法上の権利を執行債権とする強制執行において生じる諸問題	500,000
平成25年	29-25-08-0355	(個)　山口　敬介 立教大学　法学部　准教授	非営利団体からの離脱者の財産的権利 ―非営利団体における個人の領分―	600,000
平成25年	29-25-09-0356	(個・特)　藤林　大地 同志社大学　法学部　助教	不実開示を行った上場会社の倒産手続きにおける投資者の損害賠償請求権と一般債権者の利害調整	300,000
平成25年	29-25-10-0357	(共)　金山　直樹　他７名 慶應義塾大学　法務研究科　教授	アジア契約法原則（PACL）総則編「契約の成立」構築に向けて ―東アジア横断的比較法研究―	450,000
平成25年	29-25-11-0358	(共)　砂田　太士　他３名 福岡大学　法学部　教授	会社関係訴訟の多面的考察　―会社法・国際私法・手続法からの考察―	200,000
平成25年	29-25-12-0359	(共)　米田　憲市　他３名 鹿児島大学大学院　司法政策研究科　教授	法律相談・交渉場面のビデオ・エスノグラフィー　―ロイヤリング教育の革新を目指して―	400,000
平成25年	29-25-13-0360	(共・特)　富田　哲　他９名 福島大学　行政政策学類　教授	原子力災害に対する損害賠償の課題　―直接請求・ADR・訴訟をめぐって―	1,200,000
平成25年	29-25-14-0361	(共)　佐藤　鉄男　他３名 中央大学法科大学院　教授	平成26年度日本民事訴訟法学会シンポジウム　―倒産手続の担い手―	400,000
助成件数	14件		総額	6,000,000

(個)：個人研究　(共)：共同研究　(国)：国際交流　(特)：特定テーマ研究　　＊所属・地位は助成年度当時

研究成果の公刊一覧

平成17～26年度までに助成をしました研究課題について、その成果が公刊されたもので、その旨事務局に報告されたものは以下のとおりです。

＊財団発足から平成17年度までの研究成果は、基金報16号・19号・25号又は『企業と紛争Ⅰ・Ⅱ』を参照して下さい。

平成17年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成17年 （個）　0251	団体訴訟の新展開	宗田貴行	慶應義塾大学出版会 2006年３月16日
平成17年 （個）　0251	EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開 ――我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入についての示唆――	宗田貴行	奈良法学雑誌 第18巻第１・２号 2005年度 奈良産業大学法学会 2005年11月30日
平成17年 （個）　0253	公証人の守秘義務と証言拒絶権再論(1)	波多野雅子	松山大学論集 第17巻第62号 2006年２月
平成17年 （個）　0254	重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討(1)(2)	藩　阿憲	法学会雑誌（首都大学） 第47巻第２号 第48巻第１号 2007年１月、2007年７月
平成17年 （個）　0255	新会社法における種類株式の実際と企業防衛策の実践 ベンチャー創出関連法制の比較法的考察のコーポレート・ガバナンス 米国企業改革法、日本版SOX法ならびに会社法制と中小企業の対応ならびに今後の方向性にかかる考察 企業再生法制とコーポレイト・ガバナンスに関する考察 企業再生後の金融監督とコンプライアンス経営	藤川信夫	企業の創出・再生に関する研究会報告書 「企業創出・再生にかかる現代的諸課題に関する研究―法制度と実践―」 平成20年１月 日本政策投資銀行設備投資研究所
平成17年度 （個）　0255	事業再生をめぐる資金ニーズとDIPファイナンスの実際	藤川信夫	ターンアラウンドマネージャー 通巻32号　Vol4　No2 2008年２月１日
平成17年 （個）　0255	金融危機後の国際金融法規制の展望と新たな統合的リスク管理ならびに体制構築に向けて	藤川信夫	現代企業法学の理論と動態 奥島孝康先生古稀記念論文集第１巻《下篇》 2011年10月10日
平成17年度 （個）　0255	国際取引における域外適用ルール統一化ならびに秩序形成に向けて	藤川信夫	日本法学 第79巻第１号 2013年６月25日

平成17年度 （個）　0255	英国スチュワードシップ・コードとApproved Persons制度　―域外適用と金融機関のリスクガバナンスならびに監査等委員会制度などの接点―	藤川信夫	日本法学 第80巻第２号 2014年10月４日
平成17年度 （個）　0255	米国ドッド・フランク法を中心とする国際金融法制の展開と影響に関わる考察 ―規制強化のジレンマならびにパラドックス、コーポレート、ガバナンス、域外適用など―	藤川信夫	法学紀要 第55巻 2014年３月１日
平成17年度 （個）　0255	英国スチュワードショップ・コードの理論と実践　―Approved persons と域外適用ならびに監査等委員会と非業務執行取締役、米国の忠実義務の規範化概念と英国会社法の一般的義務等の接点―	藤川信夫	千葉商大論叢 第52巻第１号 2014年９月１日
平成17年 （個）　0256	従業員持株制度の運営とりわけ解散・廃止等に伴なう法的諸問題の検討？	道野真弘	小樽商科大学　商学討究 第58巻第２・３合併号 2007年12月

平成18年度

年　度	標　題	申請者等	掲　載　誌
平成18年 （個）　0263	ゲルハルト＝ヴァーグナー「仮の手続と略式手続の目的と意義」(1)(2)	河野憲一郎	小樽商科大学　商学討学 第58巻 第２・３合併号、第４号 2007年12月　2008年３月
平成18年 （個）　0265	事業倒産の予防おける裁判所の機能 ―ベルギーとフランスの場合	小梁吉章	広島法学　第31巻第２号 平成19年10月
平成18年 （個）　0266	EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開―我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入について―	宗田貴行	日本国際経済法学会年報第16号 日本国際経済法学会編　法律文化社 2007年10月１日
平成18年 （個）　0266	迷惑メール規制の新展開 ―ドイツテレメディア法制定とわが国の課題―	宗田貴行	国際商事法務 Vol.35 No.7-Vol.35 No.8 商事法務研究会 2007年７月－８月
平成18年 （個）　0267	主権免除 ―最高裁2006年７月21日判決までとこれから	水島朋則	ジュリスト No.1321 有斐閣 2006年10月15日
平成18年 （個）　0269	損害担保責任（Garamatiehaftung）の法的性質について ―2002年ドイツ債権法改正後の法状況―	渡邉　拓	横浜国際経済法学 第16巻第１号 平成19年９月
平成18年 （共）　0270	ADRの現代的意義と市民社会 ―社会構想の必要性―	井上匡子	法政大学現代法研究所叢書28 「社会国家・中間団体・市民権」 平成19年３月

平成19年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成19年 (共)　　0283	中国と日本における消費者紛争処理法シンポジウム	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会 2007年11月３日～８日
平成19年 (共)　　0291	民事紛争解決に要する総合力の涵養 ーケーススタディを通じて	若松陽子	法科大学院ジャーナル第３号 関西大学大学院法務研究科 2008年３月１日

平成20年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成20年 (個)　　0293	日本のADR（和解･調停）のアジアへの発信――インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの実施について――	草野芳郎	東洋文化研究 第13号（学習院大学東洋文化研究） 2011年3月1日
平成20年 (共)　　0295	韓國の実態調査から見たわが国の国内仲裁に活性化	中村達也	JCA ジャーナル2009.3 第56号３号 2008年３月１日

平成22年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成22年度 (個)　　0313	大韓民国執行官関連法令・規則邦語試訳	金　炳学	福島大学行政社会学会　行政社会論集 第23巻１号 2010年６月１日
平成22年度 (個)　　0313	大韓民国弁護士試験法・同施行令 同規則および司法試験関連法令 同規則邦語試訳	金　炳学	福島大学行政社会学会　行政社会論集 第23巻２号 2010年10月１日
平成22年度 (個)　　0313	外国民事訴訟法研究(23) 大韓民国法学専門大学院(ロースクール)設置、運営に関する法律・同施行令邦語試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻２号 2010年12月１日
平成22年度 (個)　　0313	外国民事訴訟法研究(24) 大韓民国法律救助法・同施行令及び公益法務管に関する法律・同施行令邦語試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻３号 2011年３月１日
平成22年度 (個)　　0313	大韓民国消費者基本法・同施行令・消費者団体訴訟規則邦語試訳(１)(２完)	金　炳学	福島大学行政社会学会　行政社会論集 第23巻３号４号 2011年３月１日
平成22年度 (個)　　0313	大韓民国公証人法・同施行令邦語試訳	金　炳学	公証法学 第40号 2010年12月20日

平成22年 （個）　0313	外国民事訴訟法研究(25) 大韓民国法院組織法試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻１号 2011年６月１日
平成22年 （個）　0314	消費者法を作る人々――法形式におけるインセンティブ構造の釈明に向けての一試論――	森田　果	新世代法政策学研究 第15号 2012年３月28日
平成22年度 （共）　0318	日米ADRシンポジウム 日本におけるより良いADRの実現と飛躍的普及をめざして――日米ADRの現状から学ぶ――	岡田康男　他５名	平成22年９月２日

平成23年度

年　度	標　題	申請者等	掲　載　誌
平成23年度 （個）　0322	抵当権者の「追及権」について―抵当権実行制度の再定位のために(1)～(９完)	阿部裕介	法学協会雑誌 第129巻11号12号、第130巻１号５号６号11号12号、第131巻10号11号 平成24年11月12月、平成25年１月５月６月11月12月、平成26年11月12月
平成23年 （個）　0325	大韓民国財産明示手続関連法規、財産照会規則および債権の公正な取立てに関する法律、同施行令邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第24巻第１号 福島大学行政社会学会 2010年６月１日
平成23年 （個）　0325	大韓民国公証人法定員および身元保証金に関する規則・公証人手数料規則邦語試訳	金　炳学	公証法学 第41号 2011年12月20日
平成23年 （個）　0325	外国民事訴訟法研究(26) 大韓民国証券関連集団訴訟法・同規則邦語試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻２号 2011年12月１日
平成23年度 （個）　0325	大韓民国仲裁法邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第24巻第３号 福島大学行政社会学会 2012年３月１日
平成23年度 （個）　0325	外国民事訴訟法研究(27) 大韓民国家事訴訟法邦語試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻１号 2012年６月１日
平成23年度 （個）　0326	債務不履行における相殺過失―債務不履行法改正との関係において	道垣内弘人	法曹時報 第65巻１号 2013年１月10日
平成23年度 （共）　0329	鉄道運送法の現代化	家田　崇 久保大作 小塚荘一郎	NBL　995号 2013年２月15日
平成23年度 （共）　0330	変動期の日本の弁護士	佐藤岩夫　他８名	日本評論社 2015年２月１日

平成24年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成24年度 （個）　0337	大韓民国家族関係の登録等に関する法律 邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第25巻第１号 福島大学行政社会学会 2012年７月１日
平成24年度 （個）　0337	大韓民国家族関係の登録等に関する規則	金　炳学	行政社会論集 第25巻第２号 福島大学行政社会学会 2012年10月１日
平成24年度 （個）　0337	外国民事訴訟法研究(28) 大韓民国民事調停法・同規則邦語試訳	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻２号 2012年12月１日
平成24年 （個）　0340	国際専属管轄 国際裁判管轄における緊急管轄について “The New Act on International Jurisdiction in Japan:Significance and Remaining Problem” Zeitschrift fuer Lapanisches Recht	横溝　大	名古屋大学法制論集 245号 2012年 法曹時報 64巻８号 2012年 Journal of Japanese Law Vol.34 2012年
平成24年度 （共）　0341	原発訴訟における「立証責任の必要」について	安井英俊	福岡大学法学論叢 第57巻４号 平成25年３月
平成24年度 （共）　0341	ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻１号 平成25年６月
平成24年度 （共）　0342	古典的自由主義と現代民事訴訟	ロルフ・シュテュルナー 守矢健一（訳）	民商法雑誌 第148巻１号 2013年４月15日
平成24年 （共）　0343	Grundlinien der Reform der Zivilproessordnung in der Turkei Turkische Zwangavollstreckung Das Einleitungsverfahren	Hakan Pekcanitez	Ritsumeikan Law Review Nr 30 2013年６月１日

平成25年度

年　　度	標　　題	申請者等	掲　　載　　誌
平成25年度 （個）　0349	大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等（医療 ADR）に関する 法律邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第26巻第１号 福島大学行政社会学会 2013年10月１日
平成25年度 （個）　0349	大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等（医療 ADR）に関する 法律施行令・同規則邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第26巻第２号 福島大学行政社会学会 2014年１月１日
平成25年度 （個）　0349	大韓民国憲法裁判所法邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第26巻第３号 福島大学行政社会学会 2014年２月１日

平成25年度 （個）　0349	大韓民国憲法裁判所審判規則邦語試訳	金　炳学	行政社会論集 第26巻第４号 福島大学行政社会学会 2014年３月１日
平成25年度 （個）　0349	外国民事訴訟法研究(29)(31) 大韓民国非訟事件手続法邦語試訳(１) (２・完)	金　炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第47巻２号３号 2013年12月１日　2014年３月１日
平成25年度 （個）　0351	学校によるいじめ自殺･死亡事故報告に関する一考察 一保護者が納得できる説明と謝罪に向けて一	南部さおり	National Council on Crime and Delinquency in Japan NCCD Japan 第47号　(通算120号) 2014年２月１日
平成25年度 （個）　0351	部活動の安全指導一先生方に心がけて頂きたいこと一	南部さおり	「武道における安全指導研修会」 (名古屋市教育委員会主催2014年９月17日開催配布資料)
平成25年度 （個）　0353	米国の外国人不法行為法の領域外適用について一キオベル事件連邦最高裁判決を素材として一	水島朋則	『村瀬信也先生古稀記念　国際法学の諸相――到達点と展望――』 2015年1月1日
平成25年度 （個）　0355	非営利団体財産に対する離脱者の権利 (3)(4)	山口敬介	法学協会雑誌　第131巻第７号8号 2014年７月８月
平成25年度 （個）　0356	アメリカにおける株主等の損害賠償債権の会社倒産時の劣後化一連邦倒産法510条(b)項の意義・再論一	藤林大地	同志社法学 第66巻２号（369号） 2014年7月31日
平成25年度 （共）　0358	企業結合関係における倒産処理 一ドイツにおける企業結合倒産法(Konzerninsolvenzrecht) の制定に向けた近年の軌跡一	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻４号 平成26年３月
平成25年度 （共）　0358	父子関係訴訟における検証協力義務について	安井英俊	福岡大学法学論叢 第58巻４号 平成26年６月
平成25年度 （共）　0361	《シンポジウム》債権法改正と民事手続法	佐藤鉄男　他３名	日本訴訟法学会 民事訴訟雑誌60号 2014年3月31日

平成26年度

年　度	標　題	申請者等	掲　載　誌
平成26年度 （個）　0364	ドイツ行政裁判所法上の規範統制手続の裁判の一般的拘束力と参加制度	巽智彦	成蹊法学 第81号 2014年12月19日
平成26年度 （個）　0367	大学在籍中の成年子に対する親の扶養義務	早野俊明	白鷗法学　第21号2号 (通巻第44号) 2015年3月1日

（個）：個人研究　（共）：共同研究　（国交）：国際交流　　年度の項の数字は助成番号を示す

研究(中間)報告

平成26年度研究助成を行った方々から下記の通り研究成果の報告(中間報告)をいただいております。

〈個人研究〉 1

高齢消費者取引紛争における「適合性原則」の意義と機能についての基礎的考察

王　冷然

本研究は、高齢消費者取引紛争が年々増加する現状を踏まえ、日本での高齢消費者取引紛争の実態を調査し、その特徴を明らかにしたうえ、高齢消費者取引紛争の防止およびその解決において、個々の顧客の属性を考慮して取引するように要求する「適合性原則」がどのような意義を有し、いかなる機能を果たせるかを解析し、当該原則が消費者保護法理および契約理論に対する影響を検討することを目的とするものである。

国民生活センターの統計によると、2013年度の70歳以上の高齢消費者からの相談件数は20万8926件に昇り、取引方法から見ると、電話勧誘販売や家庭訪問販売が上位で両者が合わせて相談件数全体の37%を占めているが、取引の中身をみてみると、健康食品など物の販売のほか、投資に関する勧誘事例が依然として多く存在する。

また、公刊された裁判例を中心に、適合性原則を適用する裁判例を調べてみると、初めて適合性原則に関する判断を出した最判平成17年７月14日（民集59巻６号1323頁）以降に、80件の裁判例があるものの、適合性原則違反を認めたものが21件しかなく、さらに中では、顧客が70歳以上の高齢者であるものが８件、70歳以上の高齢者を除いて60歳以上の年金生活者であるものが４件、精神的・知的障害者であるものが２件となっている。

一見して、高齢者の投資取引について、適合性原則違反が認められやすいように見えるが、実際に、顧客が高齢者であるが、適合性原則違反を否定したものが15件あり、肯定裁判例の中に6件が過失相殺を施している。判断基準をみてみると、肯定裁判例は、大抵高齢者の資産の乏しさ、理解力の低さに着目して適合性原則違反を認定し、これに対して、否定裁判例の多くは、高齢者が資力を有することに着目して適合性原則違反を認めない傾向が見られる。

司法判断の傾向からみると、全体として裁判実務においては、適合性原則が限られた場面でしか機能しなくなっており、比較的に認められやすい高齢者の場合に関しても、適合性原則違反の有無の判断は高齢者の所有資産の多少に大きく影響されているように見受けられる。いうまでもなく、裁判実務において適合性原則がどのように運用されるかは、当該原則をどのように理解しているかと密接に関係している。これから、このような裁判実務の動向を詳しく分析し、裁判実務において適合性原則がどのように理解されているかを踏まえて、適合性原則の意義や果たすべき役割などについて検討を進めていきたい。

なお、本研究の成果は、勤務校の紀要に公刊する予定である。

〈個人研究〉 2

訴訟当事者間の実質的平等の確保に関する基礎的研究

笹邉将甫

本研究では、民事訴訟における証拠の偏在や情報・専門的知識の格差による訴訟当事者間の不平等が指摘されていることを出発点として、相手方当事者や第三者に対して、訴訟法上の協力義務を課すことで、それらを是正することが可能かについての検討を試みる準備的作業を行った。具体的には、「協力義務」と表裏一体の関係にある「拒絶権」に着目して研究を進めた。とりわけ、「訴訟代理人の秘密保持」を軸として、訴訟代理人の秘匿特権と開示義務について、ドイツ法・スイス法・オーストリア法を参照しながら、立法例や裁判例、学説の分析や検討を行ったほか、現状での問題点を探った。なお、スイス法に関しては、民事紛争処理研究基金による平成24年度の助成の成果が大いに役立っており、包括的な協力義務を規定する特徴的な制度設計となっており、訴訟代理人の協力義務との関係では興味深く検討を行えた。

本研究により、今後の発展的な研究にとって必要となる資料を得られ、有意義な成果を残せた。この成果は、平成27年度に帝塚山法学に公表予定である。さらに今後は、本研究で得られた成果を利用し、本研究の最終目標である「訴訟法上の協力義務を定立させることで、訴訟当事者間の実質的平等を確保する」という点につき、わが国の現状を踏まえた私見を提示したいと考えている。

〈個人研究〉 3

環境民事訴訟における訴訟物および判決効の主体的範囲の構造

巽　智彦

本研究は、平成26年２月末日に東京大学法学政治学研究科に提出された助教論文である巽智彦「第三者規律の基層」のうち、民事訴訟法理論に関わる部分の加筆修正および随時の公表という形で進められた。同論文では十分に踏み込むことのできなかった、環境民事訴訟における訴訟物および判決効の主体的範囲の構造について、具体的には対立する利害関係の調整原理を内在する（はずの）人格権または排他的支配権（漁業権など）に基づく差止請求権の実体法上の構造や、その訴訟上の取り扱いの方法について、諫早湾干拓事業を巡る諸判例の問題点の分析という形で研究を進め、結論的には、ドイツが導入したような、事前の入念な参加機会の保障に支えられた判決効の拡張の仕組みを環境民事紛争についても導入すべきであるとの知見に至った。具体的な導入の仕方として、行政事件訴訟法の職権参加―第三者効―第三者再審の仕組みを他の訴訟に準用する、またはドイツの大量手続の特則のような仕組みを立法するという方法が考えられるが、ドイツでは必ずしも他の制度の準用という形を取らずして紛争の画一的解決を図る仕組みも編み出されている（必要的参加に関する「有効説」）ため、我が国でも解釈論として一定の手当てが可能か否かを考察する必要があるとの結論に至った。

〈個人研究〉４

養育費の不払いに対する制度的対応

生駒俊英

「子どもの貧困率」いわゆる平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示したものが、平成24年度時点で16.3%となり過去最悪を更新した。このようなショッキングな数字を受け、国としても「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）」、「子供の貧困対策に関する大綱（平成26年）」が公表されている。子どもの貧困の原因は、複合的なものであり、様々な視点から取り組む必要がある。その中で、本研究では、大綱及び法律でも指摘されている、経済的な支援の一つとして、「養育費の不払い」について取り上げることとした。

養育費の不払いに関しては、特に離婚後の問題が指摘されてきている。離婚制度に関する各種研究会等においても、この点は認識されており、度々議論がなされてきたが解決には至っていない。そこで、本研究では、まず過去の研究会等における議論を踏まえて、養育費の不払いに対する制度的対応についての問題点を明確にすることに取り組んできた。この点については、来年度中には、論文にして公表できる予定である。そしてあわせて、海外では、養育費の不払いに対して、国が一程度関与する法制度を採用していることが多く、その中でアメリカやイギリスの制度と比較して、研究の蓄積が少ないドイツの制度を参考とすることとした。ドイツの制度に関しては、書籍、論文等の収集が済んでおり、現在考察を進めているところであり、来年度中又は再来年度中にまとめて公表する。

上記の研究を経て、本研究テーマである「養育費の不払いに対する制度的対応」として、養育費不払いに対する、簡易・迅速な制度を提案し、子どもの貧困対策の一助になるようにしたい。

〈個人研究〉５

監護紛争における「支援を求める権利」
──子どもの権利論の再定位──

遠藤隆幸

近時、親権者が非親権者と子との交流を拒否したり、妨害したりするなど、父母が葛藤状態にあるために面会交流の円滑な実現が妨げられている場合に、第三者の関与を通じて、交流の実現を適切に援助する手法・仕組みのあり方について問題提起がなされ、議論が進められている。裁判例でも、面会交流の実現にあたり、民間団体の専門家の介在を命じた事案（東京家審平成１７年７月３１日家月５９巻３号７３頁など）が公表されており、またいくつかの民間団体によって恒常的に面会交流援助が行われている。このような面会交流援助を中心とした当事者支援は、監護紛争の合理的解決のため、実務的観点から今後さらに発展していくものと思われるが、当該支援を面会交流権や親権との関係で理論的にど

う位置づけるかという点についても検討が必要であろう。本研究は、監護紛争における当事者支援の監護法上の位置づけを、「支援を求める権利としての子どもの権利」という視点から明らかにすることを目的とするものである。昨年度は、監護紛争における子の手続的地位・当該紛争における子の意思評価に関する日独の議論状況を整理する作業をおこなった。さしあたり、日本法の議論状況をまとめたものとして、「離婚法制における子どもの法的地位―『子ども法』としての監護法に関する一素描」と題する研究成果を公表する予定である。また今年度は、ドイツの議論状況を現地調査等の手法を用いて明らかにし、その成果を公表したい。

〈個人研究〉 6

成年子扶養法の規制のあり方に関する基礎研究
―高等教育の費用負担を中心に―

早野俊明

子の扶養につき、社会的諸状況の変化（ひとり親家庭世帯・高齢者世帯の増加、高学歴化に伴う教育費負担の長期化、低所得稼働者層の増加など）に注目しながら、欧米扶養法の比較法的観点を参考としつつ、以下の６点の諸問題につき検討を加えた。すなわち、①扶養義務の終期を設定すべきかどうか、②設定すべきとする場合に（18歳、高校卒業時、20歳、成年時、大学卒業時等が考えられうる）、何時までとすべきか、③その場合の根拠を何に求めるか（国民投票法や選挙法など他法の改正が扶養法に及ぼす影響等も考慮すべきかどうか）、③終期を設定した場合に、延長はありうるのかどうか、④延長がありうるとした場合、それはいかなる範囲・条件においてありうるのか（就学等の教育目的に限定するのかどうか、それ以外の場合にも範囲を認めるべきかどうか）⑤延長した場合の扶養義務の法的性質をどう位置づけるべきか、⑥扶養義務の延長に終期を設定すべきかどうか等の諸問題に対し、扶養義務の性質を踏まえた上で、一定の立法案を提示した。現在のところ、扶養義務の終期を18歳までとし、大学等就学中の場合に限定してその延長を認め、当該延長も原則卒業時までとし、その性質は生活扶助義務的問題として位置づける（生活保持義務と生活扶助義務の中間義務）べきものと考えている。

〈共同研究〉 7

スポーツ仲裁を通じた法形成に関する実証的研究

石堂典秀

2020年東京オリンピック開催が決定された。オリンピック開催期間中において、競技結果について争いが生じた場合などには、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for

Sports、以下CASと略す）が判断を下すことになる。

CASは1984年に設立され、これまでの仲裁判断が先例となされるようになってきている。その意味では、CASでは判例法のようなものが形成されつつある。一方、国際オリンピック委員会（IOC）や国際スポーツ競技連盟（IF）などが規程するルールも、各国のスポーツ競技団体にとっては規範として機能している。そしてこれら規範の正当性を判断する機関としての役割もCASは有している。その意味では、スポーツ界においては、スポーツ界独自の法規範が存在しているかのようである。これら法規範をLex Sportiva（スポーツ法）と総称し、その法的性質をめぐる議論が欧米において展開されてきている。これら動向について、「スポーツ仲裁裁判所と世界アンチドーピング機構による法規範（Lex Sportiva）の形成――オリンピック代表選考基準をめぐる仲裁事例を通じて――」（日本スポーツ法学会年報21号、2014年）を公刊した。

本研究は、スポーツ「仲裁」を通じて形成されたいわゆる「判例法」が、いわゆるLex Sportivaとして、スポーツ固有の「法」たりうるのか、また「スポーツ法」というものが存在し得るのか、CAS仲裁人及び関係機関へのヒアリングを通じて検証するものである。本研究調査では、スイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所の事務局長やCAS仲裁人にヒアリング調査を行い、CASの仲裁手続及び判断について意見交換を行った他、国際的なスポーツ法教育を提供するスペインのISDE（Instituto Superior de Derecho y Economia）にも同様の調査を行った。本研究の成果については、順次、中京ロイヤー並びに日本スポーツ法学会年報に公刊する予定である。

〈共同研究〉 8

「契約」概念を中核とする小中学生用紛争処理力育成プログラムの開発と実践

桑原敏典

本事業は、小中学生を対象とする紛争処理力育成のための教育プログラムを開発し、法教育実践の改善に寄与することを目指したものである。その際に、特に「契約」概念に注目させ、その概念を中心に個人間の契約に基づく社会的関係とそれに伴う責任のあり方について認識させたうえで、市民として身近な紛争問題を解決するためのスキルと態度を身に付けさせることを教育目標として設定した。

本年度は、「契約」概念を捉えさせる単元開発に重点をおき、体験的な活動を取り入れることで、「契約」に伴う権利と責任の関係を捉えさせる教育プログラムを開発した。開発のために、現職教員を交えた研究会を開催し、授業開発のための教師の授業力育成方法や、授業実践を取り巻く子ども、学校、地域などの諸条件の関係などについて議論を行い、単元開発の方針について検討を行った。また、教材研究としては、私法の教育に関する先行研究を検討し、法的な見方考え方の育成の意義と私法教育を通した社会へ参画する態度の育成の方法を解明した。

具体的には、「契約」概念を、身の回りの様々なトラブル解決（交通事故や消費者トラブル）を通して学ぶ教育プログラムと、売買契約について実際の契約書の作成という体験的な活動を通して学ぶ教育プログラムを開発した。今後、実験授業を通してその効果を検証していきたい。

〈共同研究〉 9

「消費者取引に直結した電子決済サービスの法的分析と立法政策上の課題」

千葉恵美子

本研究の目的は，クレジットカード決済，電子マネー決済など消費者取引に直結したリテール決済システムを法的に分析し，これまで消費者法（割賦販売法・特定商取引法）と決済法（資金決済法）に分断されて検討されてきた法制度の問題点を解明して，今後の立法政策の課題を明らかにする点にある。

近年，上記の法の間隙を利用した，いわゆる決済代行者による「サクラ」サイト詐欺商法が横行し，高額の被害が発生していることから，病理的な紛争をめぐる事案を分析することによって，業法から消費者法へと立法目的が変遷してきた割賦販売法の規制とIT決済が普及した現状とのずれを洗い出し，研究成果の一部を公表したところである。現在，金融庁および金融審議会の作業部会で検討されている資金決済法などの金融法の観点からの改正準備作業を踏まえて，平成27年度中には，消費者取引に直結したリテール決済システムの多様な取引構造の異同と現行法の課題を抽出する予定であり，本研究課題全体の研究成果を，河上正二責任編集『消費者研究第２巻』（信山社）に公表する。

消費者取引に伴うリテール電子決済サービスは，市場が国境を越えて広がり，技術革新が急速に進展していることから，電子決済サービス市場に適合的な理論的枠組みを構築する必要がある。今後の立法に関する研究を実施するために，筆者を研究代表者として，「消費者取引に伴うリテール決済サービス法制の構築」というテーマで，平成27年度科学研究費基盤研究（A）に申請し，採択されている。今後，５年間の予定で，消費者取引に直結した次世代型の電子支払サービスについて，今後の法制の在り方を理論的に研究することになる。欧米と東アジアについての比較法研究，「市場・取引・情報」という観点からの学際的研究を推進するために，本研究に参加された研究分担者３名に加えて，５名の研究者および企業法務・消費者法に関心をもつ実務法曹が新たに共同研究に参加することになった。

〈共同研究〉 10

性同一性障害者、同性愛者の家族紛争の研究
―欧米との比較での東アジア法の展開―

吉田邦彦

本研究は、２年計画であり、中間報告しかできないが、本研究が狙ったこととしては、(i)同性愛者・性同一性障害者に対する社会的差別（性的マイノリティの宗教的・社会的差別的扱い）及びその背景の実態調査、(ii)その法教義学、法実務の状況の比較法的な調査、(iii)その法原理的な議論の研究に分けられるが、それを行うために、比較法的にもっとも議論の盛んなアメリカ合衆国における動向調査、そして日本・韓国・台湾など東アジアにおけ

る状況の調査、この問題の各国の第一人者の論客相互のネットワーク作りをはかることを試みた。以下の如くである。

①　まず、**アメリカの動向調査**としては、2014年５月のアメリカ『法と社会』年次総会、６月の全米ロースクール教員会議中間会議（テーマは『性的志向』）、さらには2015年１月の全米ロースクール教員会議年次総会に出席した。同性婚の合憲性について、この10年間での大きな変貌、とくに2013年のウィンザーやペリーの両判決の登場などで、議論の盛り上がり、単なる法的議論に限らず、経験的・実証分析、多文化社会の政治理論との関係など多様な議論を見せ付けられた。学会を終えて、ワシントンDCの街中を歩くと、恰度同性愛に関するパレードの大賑わいに遭遇し、東アジアの動向との隔絶振り、その背景はどこになるのかに関心は向かった。

また2014年12には、LGBTに関わる政治家の集会にも出席し、同性愛問題が、災害問題、労働問題、ホームレス問題、HIV問題などの各論的問題と交錯する様を体得できたし、連邦議会における関係者のパーティに出ていても、立法府におけるこの問題の議論の高まりの迫力を間近に見聞することができた。この分野の政治関係者とのネットワークの構築にも努め、一定の成果を収めることができた。

②　これとの比較で、第１に、**韓国とのネットワーク作り**としては、2014年６月に韓国・釜山の東亜大学で開催された、日韓家族法会議に参加し（そこで扱われるテーマは主にヘーグ条約との関係だったが人工生殖問題も扱われた）、さらにそれにリンクし、韓国の性転換手術の第一人者である同大学医学部の金碩権教授と面会し、性転換手術の実態、患者の状況などの実践的な見聞を広めることができた。また同大学の金敏圭教授には、この国際的研究ネットワークにも協力をいただく承諾を得ることができた。同教授は、民法専門で、従来は不法行為専門であったが、近時は、性同一性障害ないし性転換手術と性別変更の問題に関する第一人者である。

もっとも、わが国は性転換手術との関係での性別変更の特別法が2003年にできていて、これに対して韓国では2007年の大法院判決で対処されている。しかしいずれにしても、思考枠組みは類似しており、同性愛の問題の法的扱い方は狭く、欧米の状況とは比較にならないくらいに抑圧されていることが知られた。

③　これに対して、注目したいのが、**台湾とのネットワーク化**である。東アジアで例外的に、同性愛問題に関する取り組みが積極的であるのが、台湾であり、同性愛者のパレードが10万人規模となり、同性婚法定の立法的動きも見られる（2013年にその旨の改正案が上程された）。そこで、台湾輔仁大学副教授となった黄浄愉さんのお世話にもなり、2015年２月に台北を訪ねて、そうした動きのNGOの有力団体である「台湾伴侶権益推動連盟」の常務監事の徐蓓婕さんから、この間の経緯の聞き取りをした。

また台北市郊外桃山県にある中央警察大学を訪問し、同大学の鄧学仁教授は、台湾におけるこの分野の第一人者であり、この共同研究にも加わっていただいており、同教授から近時の立法動向などについてレクチャーを受けたが、その道のりはそう単純ではなく（抵抗勢力はある）、この国においても従来の状況の変革の積み重ねの結果だということであった。議論は、親子関係のあり方、養子縁組、人工生殖のあり方など広範に及んだ。

④　以上のように、まだ刊行物を出す状況ではないにしても、**このテーマにおける東アジアの欧米の状況との偏差、また東アジア各国における異同などもわかってきて、このテーマ設定がそれなりに今後の家族法の根幹のアジア法の方途を考える際に有用であることを実感できたし、本財団からの支援のおかげで、こうした人的ネットワーク構築を図ることができて、今後の共同研究の基盤整備となったと確信している。**基本的な方向性は得られたと思うので、今後は(1)各国の比較法の

具体的な詰めの継続、⑵国際的な共同研究の更なる深化、⑶研究成果公表に向けての取り組みを行いたい。

〈共同研究〉11

当事者論の現代的課題

山本　弘

平成27年５月17日開催予定の日本民事訴訟法大会のシンポジウムは「当事者論の現代的課題」を総括テーマとするが、平成26年９月、12月及び平成27年１月に、とりまとめ役（山本弘神戸大学教授）と報告者である堀野出九州大学教授（報告テーマは「法人格のない社団の当事者能力適格」）、八田卓也神戸大学教授（報告テーマは「原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて」）、伊東俊明岡山大学教授（報告テーマは「補助参加の利益―兼子理論の再検討―」）並びにこれらのテーマに造詣の深い、笠井正俊京都大学教授、名津井吉裕大阪大学教授、鶴田滋九州大学准教授、青木哲神戸大学准教授とで、計４回共同研究を実施した後、シンポジウムの予行演習の意味で、平成27年２月に関西民事訴訟法研究会において報告を行った。今後更に平成27年４月に東京大学民事訴訟法研究会おいて同趣旨の報告を行った後、２つの研究会で頂戴したご意見を踏まえて、報告者各自において大会に向けた最後の準備をする予定である。

民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ

公益財団法人民事紛争処理研究基金では、毎年度、４月１日～５月上旬頃の申請応募受付で、研究助成の申請を募集する予定であります。

民事紛争処理に関する研究を助成対象とし、１件につき100万円以下で、毎年度数件の助成を予定しております。個人研究でも共同研究でもよく、また申請できる方は、研究機関に所属する人に限らず、法曹実務家でも可能です。詳しくは、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスでお問い合わせ下さい。

〈連絡先〉〒113-0033　東京都文京区本郷6-2-10-501
公益財団法人民事紛争処理研究基金事務局
☎03（3818）6150　FAX 03（3818）0344
http://www.mnh.or.jp/

倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規

倒産・再生法制奨励金事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

1　[運営委員会規則]

第1条　倒産・再生法制奨励金事業を遂行するために、運営委員会を設置し、次の運営委員をおく。
⑴　運営担当理事　1名
⑵　運営委員　　6名
2　運営担当理事及び運営委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3　運営委員の任期は2年とする。
4　運営委員は、理事、評議員又は選考委員を兼ねる事が出来る。
5　運営委員会の委員長は、運営委員の互選によって決める。
6　運営委員会は運営委員会委員長が招集する。運営委員会委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、運営委員長又は運営担当理事のあらかじめ指名する委員が招集する。
7　運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
8　運営委員会には、定款第40条および41条を準用する。この場合において、同条に「理事会」とあるのは「運営委員会」、「理事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第2条　運営委員会は理事長に事業計画及び予算書を提出し、理事会の同意をえるものとする。

第3条　運営委員会は理事長に事業報告及び収支決算報告を提出し、理事会の承認をえるものとする。

第4条　運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象の決定について定款49条により選考委員会を設置し4項にある選考委員会規程の選考委員会規則を準用し（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）意見を諮問するものとする。

第5条　運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象を決定し、それらを理事会に報告する。
2　運営委員会は、懸賞論文、国際会議開催、研究助成、講演会の開催、その他必要と認められた事業についての結果を事業報告として基金報に掲載するものとする。
3　運営委員会は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

Ⅱ　倒産・再生法制研究奨励金の事業の指針

当倒産・再生法制研究奨励金の事業はおおむね次のような指針に従って行います。
⑴　倒産・再生法制研究に関する研究論文に賞を出すものとする。
⑵　上記⑴に該当する論文を英語に抄訳し、海外に発信するために、英訳を援助するものとする。
⑶　倒産・再生法制研究に関する国際会議の開催を援助するものとする。

⑷　倒産・再生法制研究に関する研究に対して研究の助成をするものとする。
⑸　倒産・再生法制研究に関する講演会の開催を援助するものとする。
⑹　その他、倒産・再生法制研究に関する必要と判断される事業について援助するものとする。

上記⑴懸賞論文について
1　論文募集方法・選定基準・受賞の公表
a）公募
受賞対象は、関係分野に関する雑誌等を通じて公募し、且つ広く大学にも募集を通知する。もしくは研究論文として発表されたものの中から選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）が推薦するものとする。
受賞対象は、学生（学部学生・大学院生・法科大学院生）を含む一般人とする。
b）選定基準
運営委員会のなかに、当該課題について、成果があり、賞に値する論文であるか否かを審査するための選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）を置き、審査の結果を運営委員会に報告するものとする。
c）受賞の公表
受賞者については、基金報に公表するものとする。

上記⑶倒産・再生法制研究についての国際会議が開催される場合、理事会の了承を得、これを援助するものとする。
上記⑷については「研究助成事業の運営について」に準じて助成するものとする。
上記⑸については講演会開催に当該テーマにかかる演題がある場合、これを援助するものとする。
上記⑹については、理事長の要請により、理事会の承認を得て実施するものとする。

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会委員

任期　平成27年６月１日から
平成29年５月31日まで

委員長　伊藤　眞（日本大学客員教授）
加藤 哲夫（早稲田大学教授）
坂井 秀行（弁護士）
多比羅 誠（弁護士）
出水　順（弁護士）
松澤 三男（商事法務研究会代表理事専務理事）
松下 淳一（東京大学教授）

倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員

任期　平成27年６月１日から
平成29年５月31日まで

加藤 哲夫（早稲田大学教授）
岡　正晶（弁護士）
沖野 眞已（東京大学教授）
佐藤 鉄男（中央大学教授）
田頭 章一（上智大学教授）
出水　順（弁護士）
中田 裕康（東京大学教授）
西澤 宗英（青山学院大学教授）
松下 淳一（東京大学教授）
山本 和彦（一橋大学教授）
山本　弘（神戸大学教授）

（公財）民事紛争処理研究基金
選考委員会規程

Ⅰ　選考委員会規則

第１条　選考委員は10人以上20人以内で組織する。

第２条　選考委員は学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第３条　選考委員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。

第４条　選考委員会委員長は、選考委員の互選によって決める。

第５条　選考委員会は理事長が招集する。理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は選考委員長もしくは理事が招集する。

第６条　選考委員会の議長は委員長がこれにあたる。

第７条　選考委員会は、一般研究及び特定研究の助成の研究対象を決定し、その結果を理事長に報告する。

２　選考委員会は、助成した研究の成果について検討し、その結果を事業報告として機関誌に掲載するものとする。

３　選考委員会は前２項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

Ⅱ　研究助成の指針

当基金の研究助成はおおむね次のような指針に従って行います。

１　研究助成の募集方法・選定基準・成果公表

⑴　助成対象の公募

ａ）助成対象は、民事訴訟に関する雑誌等を通じて公募する。

ｂ）助成する研究の担当者は、大学又は研究所に籍を置くものに限定しない。

⑵　助成対象の選定基準

ａ）当該課題について、成果をあげる見込みがあるか否かを調査する。

ｂ）研究の実施期間が、数年にわたるものを考慮するものとする。

ｃ）研究成果の著しい者又は研究班に対しては、２回以上助成しても良いものとする。

⑶　研究成果の公表

ａ）本基金が助成した研究については、その研究者又は研究代表者は、その研究成果を公表しなければならない。また、公表の際には、当基金の助成を受けた事を明示しなければならない。

ｂ）選考委員会は、研究の公表のために、必要と認めるときは、その費用を補助することができるものとする。

２　一般研究の助成について

「民事紛争処理に関する一般研究」の課題は民事紛争処理に関するものであればよく、特に限定しない。

３　特定研究の助成について

次のような各テーマを継続的に特定研究の対象とする。

Ａ　倒産紛争処理に関する研究

経済社会における倒産処理の実態、各種の法定倒産処理法制の見直し、法的倒産処理の実態とその機能、各業種特有の倒産処理のあり方に関する研究等。

Ｂ　裁判外紛争処理に関する研究

各地域社会に密着した、市民間の諸々の紛争を裁判外で処理するためのセンターを設立する事の可否、当否に関する研究。

Ｃ　国際取引紛争処理に関する研究

助成対象は、次のいずれかの項目を含まなければならないものとする。

ａ）日本の社会が現に経験している紛争の実態（例：種類、規模（金額、関係者の数等）相手方の国籍、紛争の性質、紛争の原因等）の調査

ｂ）紛争解決方法に関する実証的研究

Ｄ　民事紛争処理に関するテーマで、社会的要請があり、公共の利益に寄与し、緊急に学問的研究を推進する必要があると理事会が認めた研究。学会が主催するシンポジウムで、民事紛争処理に関するテーマを対象とする等。

附則　この規程は平成25年７月１日公益財団法人移行時から施行する。

平成26年度（４月－３月期）会計報告

正味財産増減計算書

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前年度（７月－３月期）	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1.　経常増減の部			
(1) 経常収益			
①　基本財産運用益	18,399,352	6,508,812	11,890,540
②　特定資産運用益	509,111	846,294	△337,183
③　受け取り寄付金	350,000	300,000	50,000
④　倒産・再生法制研究奨励金振替額	586,954	2,259,319	△1,672,365
⑤　記念講演出版引当金資産戻入利益	0	3,000,000	△3,000,000
⑥　その他雑収益	506,865	239,468	267,397
経常収益計	20,352,282	13,153,893	7,198,389
(1) 経常費用			
①.　事業費			
研究助成	6,000,000	6,000,000	0
国際交流助成	0	0	0
講演会	847,246	571,649	275,597
記念講演出版	0	0	0
機関誌発行	355,549	409,020	△ 53,471
選考会議	569,569	282,471	287,098
通信費	329,519	255,248	74,271
論文報奨金	1,600,000	0	1,600,000
論文選考会議費	341,639	344,453	△ 2,814
論文選考査読調査費	1,100,000	1,100,000	0
論文英訳費支出	0	0	0
論文募集宣伝費	249,719	248,800	919
論文募集関連雑費	234,346	116,066	118,280
論文関連給与手当	600,000	450,000	150,000
給与手当	1,890,000	1,417,500	472,500
事務所維持費	339,691	345,944	△ 6,253
雑費	191,031	273,571	△ 82,540
退職給与引当金繰入	175,000	175,000	0
②.　管理費			
給与手当	810,000	607,500	202,500
会議費	244,101	121,059	123,042
通信費	141,223	109,392	31,831
事務所維持費	145,582	148,261	△ 2,679
雑費	81,870	117,244	△ 35,374
新法人移行手続依頼費	365,735	374,011	△ 8,276
財産運用相談費	0	0	0
退職給与引当金繰入	75,000	75,000	0
③.　予備費	0	0	0
経常費用計	16,686,820	13,542,189	3,144,631
評価損益等調整前経常増減額	3,665,462	△ 388,296	4,053,758
基本財産評価損益等	△ 11,909,283	93,051	△12,002,334
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	△ 11,909,283	93,051	△ 12,002,334
当期経常増減額	△ 8,243,821	△ 295,245	△ 7,948,576
2.　経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,243,821	△ 295,245	△7,948,576
一般正味財産期首残高	105,319,423	105,614,668	△ 295,245
一般正味財産期末残高	97,075,602	105,319,423	△8,243,821
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 586,954	0	△ 586,954
指定正味財産期首残高	65,272,205	65,272,205	0
指定正味財産期末残高	64,685,251	65,272,205	△ 586,954
Ⅲ　正味財産期末残高	161,760,853	170,591,628	△ 8,830,775

財　産　目　録

平成27年３月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	内容及び使用目的	金　額
Ⅰ 資産の部		
1　流動資産		
現金預金		
	現金　現金手許有高	7,479
	普通預金　みずほ銀行銀座支店	713,471
	普通預金　みずほ銀行銀座支店	2,162,375
	普通預金　三井住友銀行本店営業部	544
	普通預金　大和ネクスト銀行ベンテン支店	13,194
	預け金　三菱UFJMS証券本店営業部	237,490
	MMF　野村證券 本店法人営業部	9,030
	MMF　野村證券　池袋メトロポリタンプラザ支店	252
	USドルMMF　三菱UFJMS証券本店営業部	3,322
	流動資産合計	3,147,157
2　固定資産		
(1) 基本財産		
	投資信託ダイワ米国リート　大和証券渋谷支店	75,277,196
	投資信託短期豪ドルＯＰ　大和証券渋谷支店	22,684,000
	ホクオウトウシＢＫ債　大和証券渋谷支店	14,572,500
	トレジャリーストリップス債　三菱UFJMS証券本店営業部	40,000,000
	基本財産合計	152,533,696
(2) 特定資産		
	倒産・再生法制研究奨励金資産	
	欧州投資銀行債　三菱UFJMS証券本店営業部	6,080,000
	退職給付引当資産	
	欧州投資銀行債　三菱UFJMS証券本店営業部	9,500,000
	特定資産合計	15,580,000
	固定資産合計	168,113,696
	資産合計	171,260,853
Ⅱ 負債の部		
Ⅰ　流動負債		
	流動負債合計	0
2　固定負債		
	退職給付引当金	9,500,000
	固定負債合計	9,500,000
	負債合計	9,500,000
	正味財産合計	161,760,853

AUドル:オーストラリアドル　ＢＬレアル:ブラジルレアル　ランド：南アフリカランド
三菱UFJMS証券：三菱UFJモルガンスタンレー証券

貸　借　対　照　表

平成27年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1.　流動資産			
現金預金	3,134,553	3,181,417	△46,864
有価証券	12,604	12,599	5
流動資産合計	3,147,157	3,194,016	△46,859
2.　固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	152,533,696	160,730,658	△8,196,962
基本財産合計	152,533,696	160,730,658	△8,196,962
(2) 特定資産			
倒産・再生法制研究奨励金	6,080,000	6,666,954	△586,954
退職給付引当資産	9,500,000	9,250,000	250,000
特定資産合計	15,580,000	15,916,954	△336,954
固定資産合計	168,113,696	176,647,612	△8,533,916
資産合計	171,260,853	179,841,628	△8,580,775
Ⅱ 負債の部			
1.　流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2.　固定負債			
退職給付引当金	9,500,000	9,250,000	250,000
固定負債合計	9,500,000	9,250,000	250,000
負債合計	9,500,000	9,250,000	250,000
Ⅲ 正味財産の部			
1.　指定正味財産			
設立時寄付金	58,605,251	58,605,251	0
倒産・再生法制研究奨励金	6,080,000	6,666,954	△586,954
指定正味財産合計	64,685,251	65,272,205	△586,954
（うち基本財産への充当額）	（58,605,251）	（58,605,251）	（0）
（うち特定資産への充当額）	（6,080,000）	（6,666,954）	（△586,954）
2.　一般正味財産	97,075,602	105,319,423	△8,243,821
（うち基本財産への充当額）	（87,575,602）	（96,069,423）	（△8,493,821）
（うち特定資産への充当額）	（9,500,000）	（9,250,000）	（250,000）
正味財産合計	161,760,853	170,591,628	△8,830,775
負債及び正味財産合計	171,260,853	179,841,628	△8,580,775

役員一覧

理　事

（任期）平成27年７月１日から
平成29年６月30日まで

理事長
柏木　昇（東京大学名誉教授）
常務理事
太田勝造（東京大学教授）
理　事
加藤哲夫（早稲田大学教授）
徳田和幸（同志社大学教授）
藤田和久（三菱商事　法務部長）
松澤三男（公益社団法人商事法務研究会　代表理事専務理事）
宮崎誠（日本司法支援センター理事長・弁護士）

監　事

（任期）平成25年７月１日から
平成29年６月30日まで

監　事
田淵智久（弁護士）
山本敏郎（公認会計士）

評議員

（任期）平成25年７月１日から
平成29年６月30日まで

伊藤眞（日本大学客員教授）
大塚真弘（日立金属　執行役員経営企画センター長）
加藤格（三井石油開発　執行役員）
河合弘之（弁護士）
菅原郁夫（早稲田大学教授）
高田裕成（東京大学教授）
西川元啓（弁護士）
二宮照興（弁護士）
前田重行（弁護士）
山本和彦（一橋大学教授）

選考委員

（任期）平成26年６月１日から
平成28年５月31日まで

相澤英孝（一橋大学教授）
上野泰男（早稲田大学教授）
内田実（弁護士）
大杉謙一（中央大学教授）
大村敦志（東京大学教授）
大村雅彦（中央大学教授）
小幡純子（上智大学教授）
笠井正俊（京都大学教授）
菅原郁夫（早稲田大学教授）
高田裕成（東京大学教授）
田中亘（東京大学准教授）
出水順（弁護士）
中島弘雅（慶應義塾大学教授）
西澤宗英（青山学院大学教授）
野澤正充（立教大学教授）
長谷部由起子（学習院大学教授）
藤本亮（名古屋大学教授）
松下淳一（東京大学教授）
山本和彦（一橋大学教授）
山本弘（神戸大学教授）

〈公益財団法人　民事紛争処理研究基金報　第30号〉
平成27年６月８日発行
（年１回発行）
＊題字は，故菊井維大理事に揮毫していただきました。
＊シンボルマークは，竜嵜喜助先生の考案によるものです。
編集・発行　公益財団法人　民事紛争処理研究基金
〈事務所〉〈連絡先〉
〒113-0033　東京都文京区本郷6-2-10-501
☎ 03（3818）6150
FAX 03（3818）0344
http://www.mhk.or.jp/

（公財）民事紛争処理研究基金

顧　問

青山善充　（東京大学名誉教授）
石川　明　（慶應義塾大学名誉教授）
石川　正　（弁護士）
池田眞朗　（武蔵野大学教授）
梅本吉彦　（専修大学名誉教授）
鴻　常夫　（東京大学名誉教授）
落合誠一　（中央大学教授）
河野正憲　（名古屋大学名誉教授）
河本一郎　（神戸大学名誉教授）
釘澤一郎　（弁護士）
畔柳達雄　（弁護士）
小島武司　（桐蔭横浜大学学長）
小山　稔　（弁護士）
坂原正夫　（慶應義塾大学名誉教授）
新堂幸司　（東京大学名誉教授）
鈴木正裕　（神戸大学名誉教授）
高橋宏志　（中央大学教授）
武内史衛　（公認会計士）
竹下守夫　（一橋大学名誉教授）
谷口安平　（京都大学名誉教授）
永井和之　（中央大学教授）
永石一郎　（弁護士）
中筋一郎　（弁護士）
中野貞一郎　（大阪大学名誉教授）
能見善久　（学習院大学教授）
林屋禮二　（東北大学名誉教授）
原井龍一郎　（弁護士）
松浦　馨　（名古屋大学名誉教授）
松本博之　（大阪市立大学名誉教授）
本林　徹　（弁護士）
吉村徳重　（九州大学名誉教授）